

介護保険料はどのように納めるの？

納め方は、年金の受給額によって特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。

特別徴収 ⇒ 年金が年額18万円以上の方は年金から天引きになります。

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。
 - 特別徴収の対象者として年金保険者から市へ通知されると、おおむね1年後から保険料が天引きになります。
- ※年金が18万円以上の方でも、以下のような場合、一時的に納付書で納める場合があります。
- ・年度途中で保険料が増額・減額になった。
 - ・年度途中で65歳になった。
 - ・年度途中で年金の受給が始まった。
 - ・年度途中で他の市町村から転入した。
 - ・年金が一時差止めになった。など・・・

【仮徴収と本徴収】

★仮徴収（暫定賦課）

65歳以上の方の介護保険料は、住民税の賦課状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収といいます。4月は前年度の2月と同額です。6月、8月も基本的には2月と同額です。ただし、前年度の年額保険料を基に算出した6月以降の保険料月額と4月の保険料額との差額が千円以上になる場合には、平準化のため、前年度の年額保険料を基に算出した保険料月額とします。

★本徴収（本算定賦課）

10月、12月、2月は、確定した年間保険料から仮徴収分を除いた残額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。

例：前年度第2段階(年額保険料36,000円)、本年度第3段階(年額保険料54,000円)の場合

前年度	本年度						
	仮徴収			本徴収			
本徴収	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
		$\{36,000\text{円(前年度保険料額)} - 5,000\text{円(4月分)}\} \div 5\text{回(6月} \sim \text{2月)} = 6,200\text{円}$ 4月分と6月以降分の差額が1,200円なので平準化			$\{54,000\text{円(確定保険料)} - 17,400\text{円(仮徴収分)}\} \div 3\text{回} = 12,200\text{円}$		
5,000円	5,000円	5,000円 ↓平準化 6,200円	5,000円 ↓平準化 6,200円		12,200円	12,200円	12,200円

普通徴収 ⇒ 年金が年額18万円未満の方は納付書で個別に納めます。

- 保険料の年額を6月から翌年3月までの10回（期）に分けて納めます。
- 市から納付書を送付していますので、取扱い金融機関や市役所（具志川庁舎および石川・勝連・与那城支所）で納めてください。

口座振替 納付書で納める方は便利で確実な口座振替をお勧めします

- 《手続き》
- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
 - ②取り扱い金融機関または市役所（具志川庁舎および石川・勝連・与那城支所）で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込みます。